埼玉県

＜報道発表資料＞

危機管理防災部　消防課
予防担当　堀切、松川
直通 048-830-8161
内線 8163
E-mail: a3165-54@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和８年１１月２日

住宅用火災警報器の設置促進に関する県下一斉ＰＲを行います

県では、令和８年１１月９日から１１月１５日にかけて実施される秋季全国火災予防運動において、住宅防火対策を県民の皆さまに呼び掛けています。

また、秋季全国火災予防運動の初日に埼玉県消防長会が県下消防本部（局）の協力のもと、県内一斉に住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に関する広報活動を行い、県内の住宅用火災警報器設置率の更なる向上、適切な維持管理の推進と、県民の防火意識の高揚を図ります。

住宅用火災警報器の設置促進に関する県下一斉ＰＲについて

１　活動内容

消防職員が消防団員や関係団体と共に啓発用のチラシを含めた啓発品を配布し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理並びに火災予防等を呼び掛けます。

２　活動場所

各市町村の駅頭や商業施設等

詳細は別添「実施計画一覧」のとおり

３　活動日時

令和８年１１月９日（月曜日）　※一部の消防本部（局）は実施日が異なります

詳細は別添「実施計画一覧」のとおり

４　県下一斉ＰＲに関するお問合せ先

埼玉県消防長会　住宅用火災警報器設置・維持管理対策連絡会事務局

（さいたま市消防局予防課内）

担当：松井・川末・池田

電話：０４８－８３３－７５０９

【参考１】埼玉県ホームページ「令和８年秋季全国火災予防運動」

令和８年秋季全国火災予防運動 - 埼玉県

【参考２】住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、住宅内で煙を早期に感知し、警報音により火災を知らせます。警報器の設置により、火災に至る前に防ぐことができたケースや、火災に至ったとしても、ぼや等の小規模な被害で食い止められたケースが県内でも多数報告されています。

住宅用火災警報器は平成１８年６月１日に設置が義務付けられましたが、令和８年６月１日現在の県内設置率は８４．５％と、全国平均の８５．５％を下回っている状況となっています。また、住宅用火災警報器に使われる電池の寿命は約１０年と言われており、電池や機器の交換を含む日頃の維持管理が重要です。